

野辺地町議会業務継続計画（BCP）

令和8年3月

野辺地町議会

【目次】

1	計画の必要性と目的	1
2	議会BCPの概要	2
3	議会BCPを活用して対応する災害等	3
4	災害発生時の議会・議員・議会事務局の役割	4
1	議会の役割	4
2	議員の役割	4
3	議会事務局の役割	4
5	災害発生時の議会における具体的対応	5
	議会全体の対応フロー	5
1	初動期の対応（発災直後～24時間経過）	6
	（1）会期中（本会議・委員会等開催中）の場合	6
	（2）会期中（夜間・休会日）の場合	10
	（3）閉会中（委員会開催なし、夜間・休日含む）の場合	12
	（4）閉会中（委員会開催中）の場合	14
	（5）初動期における議会災対本部の設置について	18
2	応急期の対応（初動期経過後～発災から3日）	20
	（1）議会（又は議長）の対応	20
	（2）議員の対応	20
	（3）議会事務局の対応	20
3	復旧期の対応（発災から4日以降）	21
	（1）議会（又は議長）の対応	21
	（2）議員の対応	21
	（3）議会事務局の対応	21
6	感染症にかかる議会としての対応	22
	（1）会議等の運営について	22
	（2）議員の対応	22
	（3）議会事務局の対応	23

7	国民保護に係る緊急事態への議会としての対応	24
1	青森県に弾道ミサイルの発射等によるJ-アラートが発令された場合の対応	25
	(1) 本会・委員会等開催中の場合	24
	(2) (1) 以外の場合	25
2	野辺地町国民保護対策本部、野辺地町緊急対処事態対策本部が設置された場合の対応	25
	(1) 議会（又は議長）及び議会事務局の対応	25
	(2) 議員の対応	25
8	平時における議会としての備え	26
1	連絡体制の確立	26
2	議会事務局・執行部からの災害関連資料の提供方法	27
3	議会としての広報	27
4	訓練等の実施	27
5	議会BCPの見直し	27
9	関連指針・要綱	28
	野辺地町議会災害対応指針	28
	野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱	30

1 計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せた。

近年、地震に限らず、特に豪雨災害をはじめとして、全国的に自然災害が頻発している現状に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、不安定な国際情勢によって町民生活を脅かす自然災害以外の危機事象への対応といった新たな課題にも直面することとなった。

議会としても、町民の安心安全の確保や被害拡大防止のために、災害や危機事象が発生した初動期のみならず、被害の全容が明らかになった応急期や、その後の復旧期においても、継続的に議会機能を維持し、その状況に応じて迅速に議会として対応できるよう、あらかじめ体制の整備を行うことが求められている。

今後の大規模災害等に備えて、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するため、災害対応指針の充実を企図し、議会や議員、災害時の体制や対応に係る基本指針及び基準等を定めた野辺地町議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 議会BCPの概要

議会BCPは、災害時における議会、議員、議会事務局の役割や具体的な対応についてまとめており、その対応に関しては、災害発生直後の初動期に加え、応急期、復旧期における対応についてもそれぞれまとめている。

また、昨今の社会情勢を踏まえ、感染症や国民保護に係る危機事象に対する対応もまとめている。感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症のように新型の感染症の流行が発生した場合においても議会が基本的な機能を維持するため、青森県内において新型感染症の発生が確認された場合の対応、国民保護に関しては、青森県に弾道ミサイルの発射等によるJアラートが発令された場合、当町において野辺地町国民保護対策本部等が設置された場合の対応をそれぞれまとめている。

3 議会BCPを活用して対応する災害等

- 1 野辺地町議会災害対策支援本部（以下「議会災対本部」という。）の設置基準に該当する災害が発生した場合

（参考：野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱）

第2条 議長は、次の場合に議会災対本部を設置することができる。

- (1) 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) 町内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
- (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、町内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき（(3)の場合を除く）
- (5) 町内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (6) その他議長が必要と認めるとき

- 2 野辺地町災害対策本部、野辺地町新型インフルエンザ等対策本部、野辺地町国民保護対策本部、野辺地町緊急対処事態対策本部が設置され、かつ議会運営への影響度を考慮した上で議長が必要と認める場合

- 3 その他、議長が必要と認める場合

4 災害発生時の議会・議員・議会事務局の役割

1 議会の役割

- ① 執行部が災害等への対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、町の復旧・復興の取組を支える。
- ③ 災害等の状況に応じ、必要な体制を取りながら、野辺地町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ④ 必要に応じて議会災対本部を設置し、議員からの執行部への要望等の窓口となる。
- ⑤ 議長は、副議長とともに議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
※ 上記①②に当たっては、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携する。

2 議員の役割

災害時の状況に応じ、必要な体制を取りながら、町対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行い、地域の一員として町民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。

3 議会事務局の役割

- ① 町対策本部が設置された場合、議会事務局職員は速やかに災害等対応業務に当たる。
- ② 災害等発生時においても適切に議会機能を維持できるよう、議長及び副議長を最大限に支える。

5 災害発生時の議会における具体的対応

議会全体の対応フロー

(1) 初動期 発災直後～ 24時間経過 ※P6～18参照	(2) 応急期 初動期経過後～ 発災から3日 ※P20参照	(3) 復旧期 発災～ 4日以降 ※P21参照
<p>●議会会期中（本会議・委員会等開催中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議（委員会）休憩、中断 <p>【議長（委員長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者及び来庁者の安全確保、避難誘導【事務局】 ・情報収集及び議長（委員長）への報告【事務局】 ・議事継続又は延会（散会）の判断【議長（委員長）】 ・会期日程の取扱いの協議 ・議会災対本部の設置【議長】 <p>※P6～9</p>	<p>【議会（又は議長）の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、町対策本部への情報提供 ・議員への情報提供 ・会期日程の取扱いの協議 ・各種会議（議会災対本部等）の開催 ・町民への情報提供 	<p>【議会（又は議長）の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期日程の取扱いの協議 ・国・県その他関係機関への要望活動
<p>●議会会期中（夜間・休会日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認【議員・事務局】 ・来庁者の安全確保【事務局】 ・情報収集及び正副議長への報告【事務局】 ・会期日程の取扱いの協議 ・議会災対本部の設置【議長】 ・地域における被災者の安全確保等【議員】 <p>※P10～11</p>	<p>【議員の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確立 ・地域での情報収集、復旧支援 ・各種会議（議会災対本部等）への出席 	<p>【議員の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期の対応を継続
<p>●議会閉会中（夜間・休日含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認【議員・事務局】 ・来庁者の安全確保【事務局】 ・情報収集及び正副議長への報告【事務局】 ・議会災対本部の設置【議長】 ・地域における被災者の安全確保等【議員】 <p>※P12～13</p> <p>●議会閉会中（委員会開催中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会休憩、中断【委員長】 ・傍聴者及び来庁者の安全確保、避難誘導【事務局】 ・議事継続又は散会の判断【委員長】 ・情報収集及び正副議長への報告【事務局】 ・議会災対本部の設置【議長】 <p>※P14～17</p>	<p>【議会事務局の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部と情報交換 ・正副議長への情報提供 ・町職員としての災害対応業務（野辺地町職員災害対応初動マニュアル等） 	<p>【議会事務局の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急期の対応を継続

1 初動期の対応（発災直後～24時間経過）

（1）議会会期中（本会議・委員会等開催中）の場合

本会議（委員会）等の開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。（P8～9「フロー図1 会期中（本会議・委員会等開催中）」参照）

- ① 揺れを感じた場合、議員は、まず自身の身の安全を確保する。
議会事務局職員は、傍聴者や来庁者の安全を確保する。
- ② 揺れが収まってから、議長（委員長）は、揺れの大きさや議場（委員会室）内の状況により、以下の対応を行う。
 - ア 議場（委員会室）内が危険な場合（又は明確に安全と認められない場合）
 - （ア）休憩を宣言し、場内にいる全員へ直ちに避難指示する。
 - （イ）議会事務局職員に対し出席者及び傍聴者の避難誘導を指示する。（議員は、誘導に従い、庁舎内が安全な場合は議員控室へ、危険な場合は屋外へ避難する。
 - イ 議場（委員会室）内が安全な場合
 - （ア）議事は継続とする（ただし、災害の規模に応じて適宜中断する）。
- ③ 議会事務局職員は、発生した災害に関する第一報（震度の速報等）の情報収集及び議場（委員会室）の被害確認を行い、議長（委員長）に報告する。
- ④ 議長（委員長）は、議会事務局からの③の報告を踏まえ、状況に応じて以下の対応をとる。
 - ア ②において議場（委員会室）から避難を完了している場合
 - （ア）議長（委員長）は、必要に応じて執行部とも調整し、本会議（委員会）の再開又は延会（散会）の判断を行う。
 - ・執行部において町対策本部を設置する場合は原則延会とする。
 - ・災害の規模が特に大きい場合又は延会を協議することができない場合は、議長の判断で会議を流会とする。
 - （イ）（ア）で判断した方向性を議会運営委員会で協議する。
 - （ウ）（イ）の協議の結果、延会（散会）とする場合は、議場（委員会室）の状況に応じて以下により議会へ諮って決定する。
 - ・議場（委員会室）が使用できる場合は、議場（委員会室）へ戻って本会議（委員会）を再開する。
 - ・議場（委員会室）が使用できない場合は、代替会場で本会議（委員会）を再開する。（議会運営委員会所属議員以外は解散）

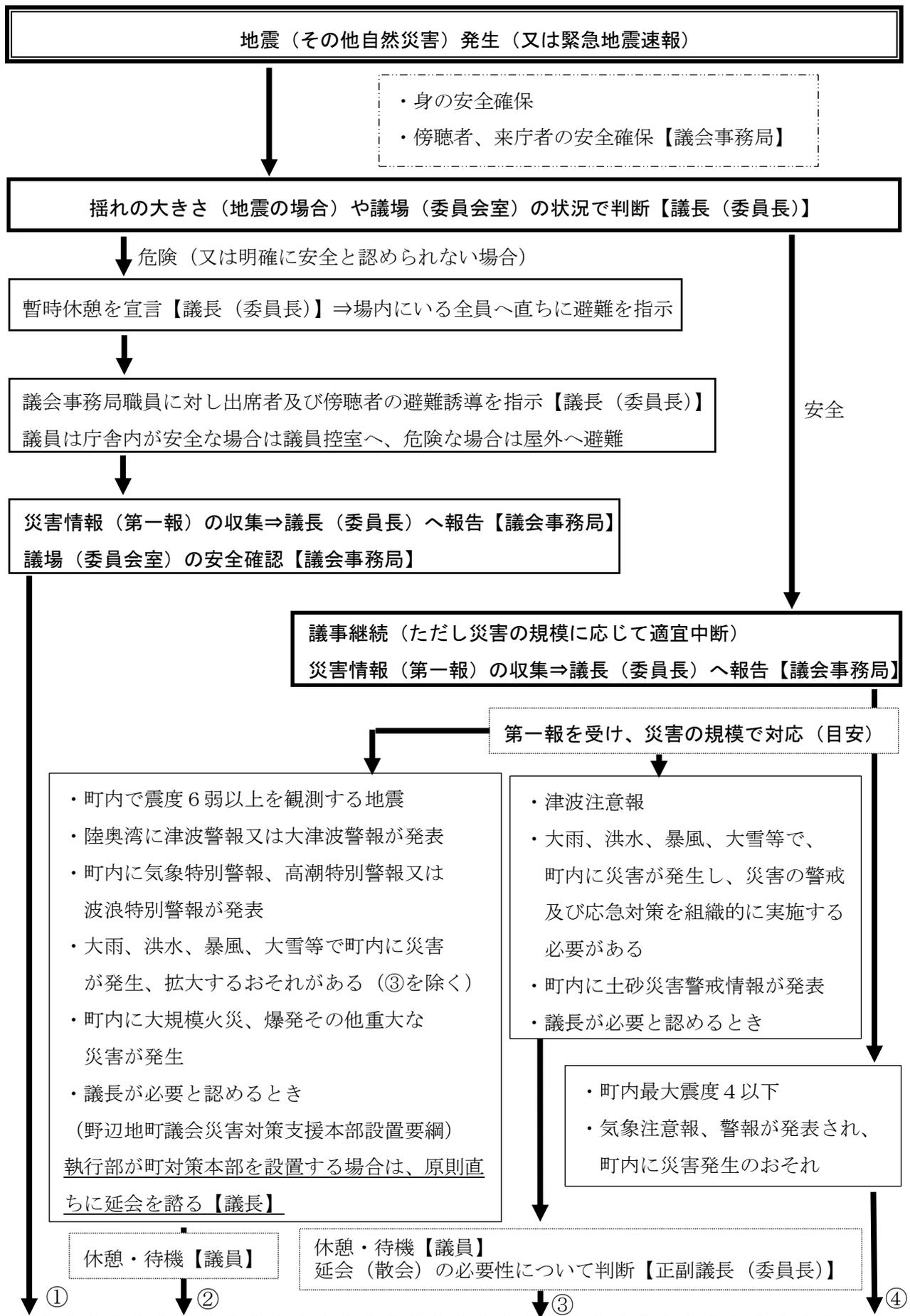
イ ②において議場（委員会室）から避難せず留まっている場合
（ア）災害の規模により以下のように対応する。

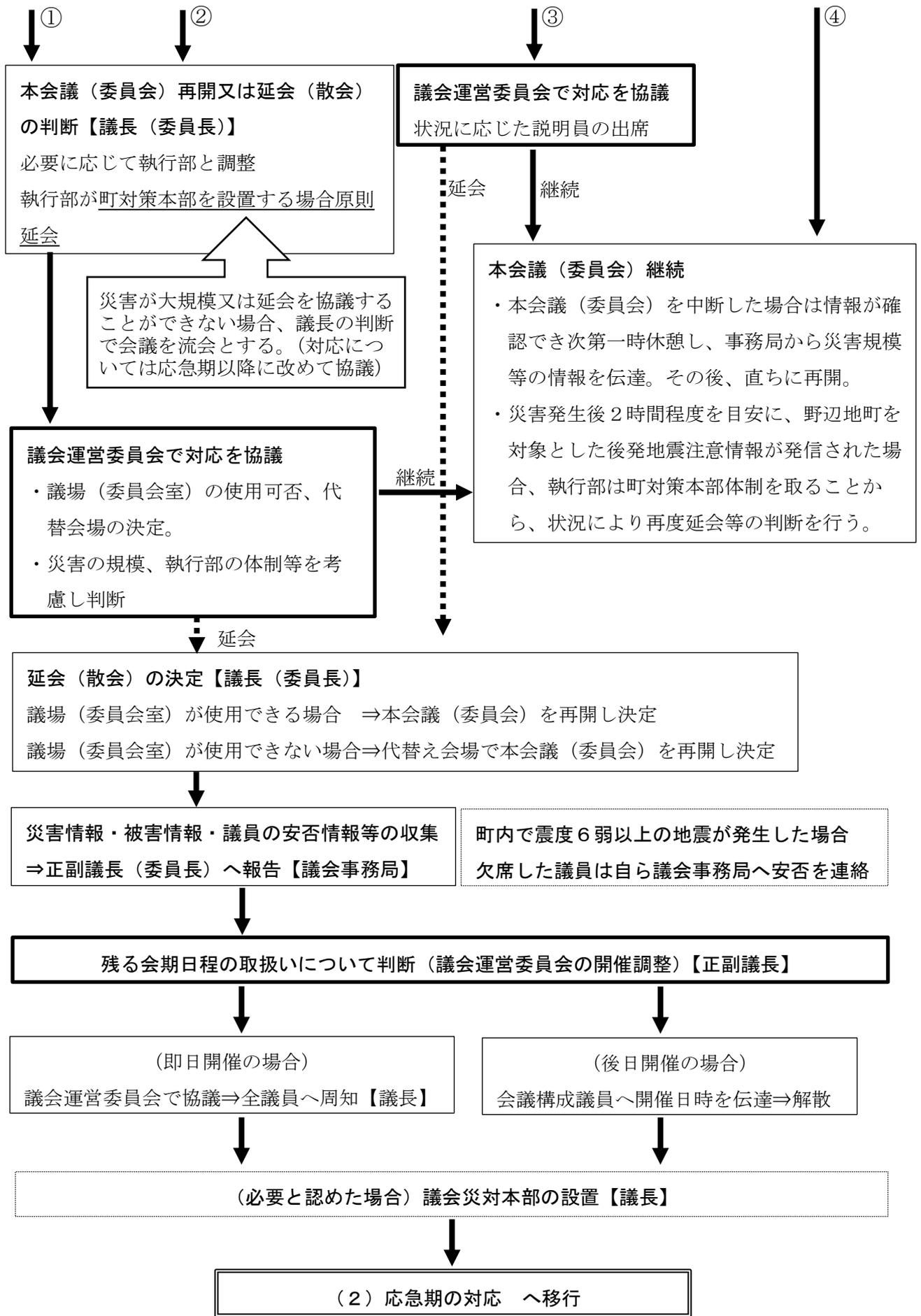
- ・議会災対本部設置基準相当の場合は、本会議（委員会）を休憩し、アと同様に延会の判断を行う。（ただし、原則、執行部において町対策本部を設置する場合は休憩を宣言する前に直ちに延会を諮る。）
- ・津波注意報が発令された場合や、町内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要がある場合等は、本会議（委員会）を休憩し、延会（散会）の必要性について判断する。（延会（散会）とする場合は、議会運営委員会で協議し、ア（ウ）のとおり決定する。）

（以下、延会（散会）とした後の対応）

- ⑤ 議会事務局は、引き続き災害情報や被害情報、登庁していない議員の安否情報等の収集を行い、正副議長（委員長）へ報告する。（議員は、町内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自ら議会事務局へ安否を連絡する。）
- ⑥ 議長（委員長）は、④により本会議（委員会）を延会（散会）とした場合の会期日程の取扱いについて判断するため、議会運営委員会の開催日時を所属議員とも調整の上で決定する。
ア 即日開催する場合は、対応を協議した後、速やかに結果を議長より全議員へ周知する。
イ 後日改めて開催する場合は、所属議員へ開催日時を伝達し、解散とする。
- ⑦ 議長及び副議長は、災害情報や被害情報を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は、必要な議員を招集し議会災対本部を設置するなどの対応を行う。（「（5）初動期における議会災対本部の設置について」参照）
- ⑧ 議長（委員長）は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。
- ⑨ 議会事務局は、野辺地町職員災害対応初動マニュアル等（以下「初動マニュアル等」という。）に定めている議会BCPの初動期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

フロー図 1 会期中（本会議・委員会等開催中）



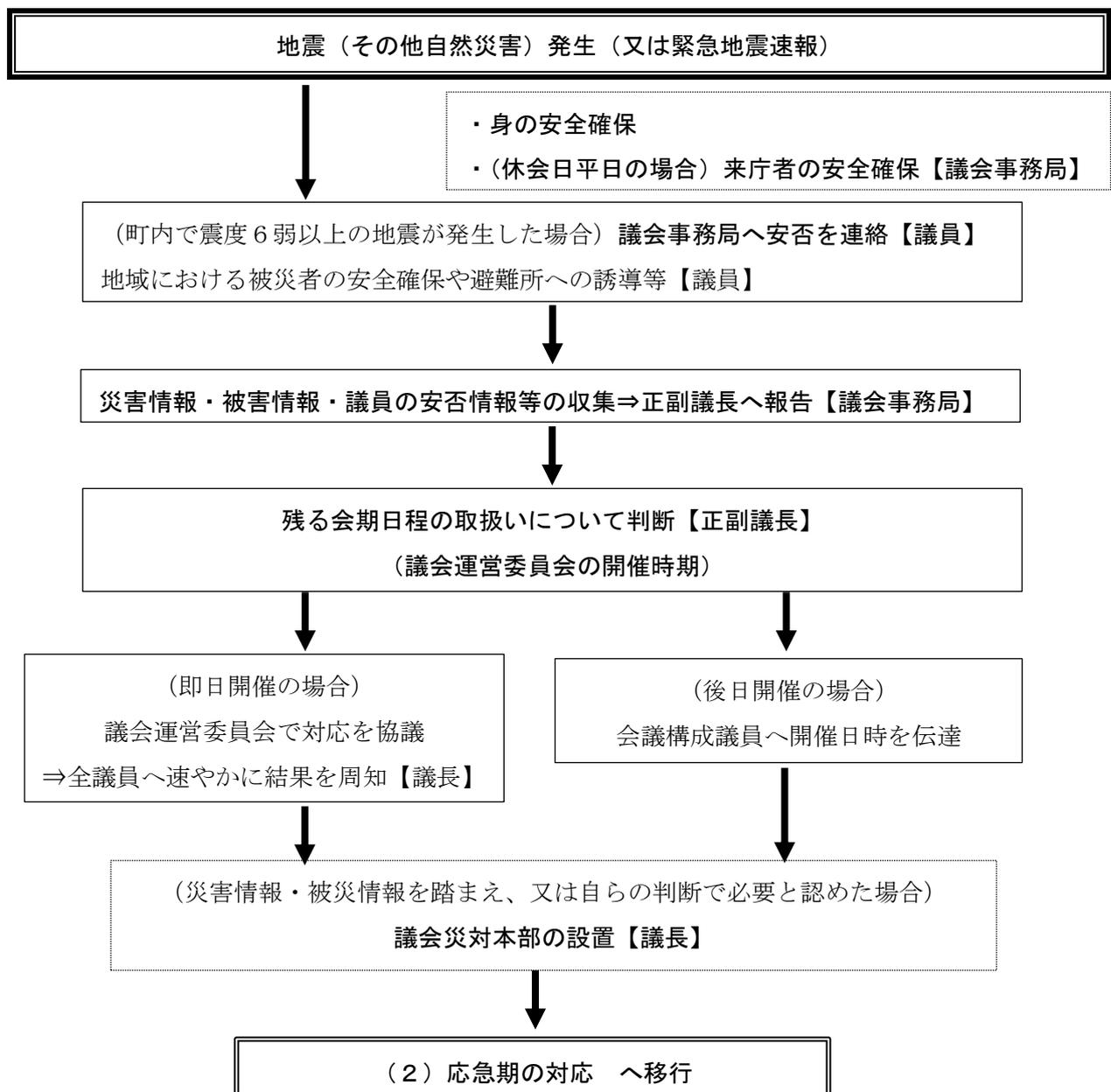


(2) 議会会期中（夜間・休会日）の場合

会期中の夜間や休会日に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。（P 1 1「フロー図2 会期中（夜間・休会日）」参照）

- ① 議員は、町内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自ら議会事務局へ安否を連絡する。また、議長は、必要に応じ、議会事務局を通して議員の安否を確認する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全確保や避難所への誘導等の活動に努める。
- ③ 議会事務局は、災害情報や被害情報、議員の安否情報等の収集を行い、正副議長へ報告する。
- ④ 議長は、残る会期日程の取扱いについて判断するため、議会運営委員会の開催について議会運営委員長と調整する。
ア 即日開催する場合は、構成議員を招集し、対応を協議後、速やかに結果を議長より全議員へ周知する。
イ 後日改めて開催する場合は、構成議員へ開催日時を伝達する。
- ⑤ 議長及び副議長は、災害情報や被害情報を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は、必要な議員を招集し議会災対支援本部を設置する等の対応を行う。
「(5) 初動期における議会災対本部の設置について」参照
- ⑥ 議長（委員長）は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。
- ⑦ 議会事務局は、初動マニュアル等に定めている議会BCPの初動期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

フロー図2 会期中（夜間・休会日）

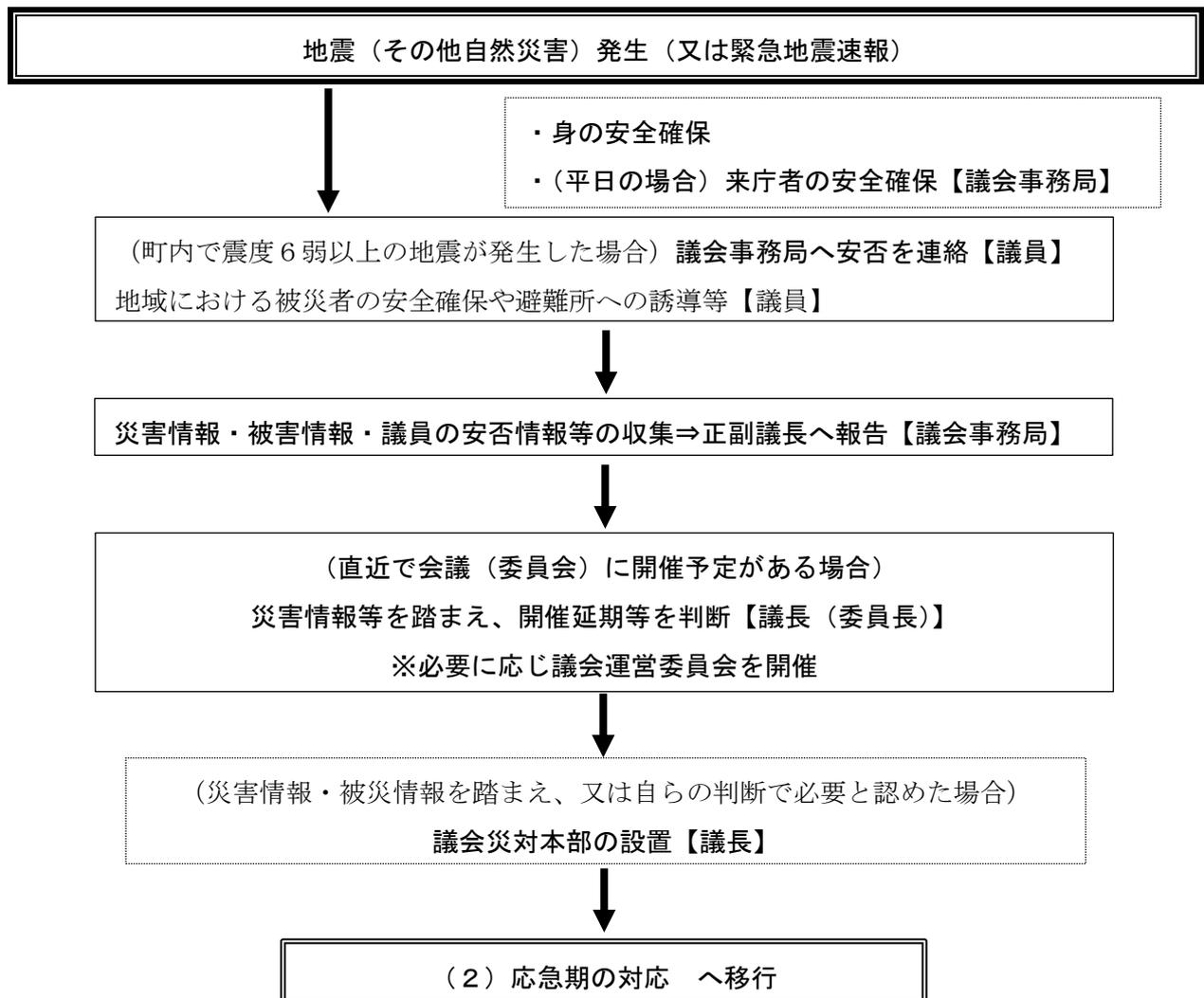


(3) 議会閉会中（委員会開催なし、夜間・休日含む）の場合

閉会中（委員会開催なし）に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。（P 13「フロー図3 閉会中（委員会開催なし、夜間・休日含む）」参照）

- ① 議員は、町内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自ら議会事務局へ安否を連絡する。また、議長は、必要に応じ、議会事務局を通して議員の安否を確認する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全確保や避難所への誘導等の活動に努める。
- ③ 議会事務局は、災害情報や被害情報、議員の安否情報等の収集を行い、正副議長へ報告する。
- ④ 災害発生日から数日以内に開催を予定している会議（委員会）等がある場合、議長（委員長）は、災害情報や被害情報を踏まえ、会議（委員会）の開催延期等を判断する。
※必要に応じて議会運営委員会を開催する。
- ⑤ 議長及び副議長は、災害情報や被害情報を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は、必要な議員を招集し議会災対本部を設置する等の対応を行う。
「(5) 初動期における議会災対本部の設置について」参照
- ⑥ 議長（委員長）は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。
- ⑦ 議会事務局は、初動マニュアル等に定めている議会BCPの初動期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

フロー図3 閉会中（委員会開催なし、夜間・休日含む）



(4) 議会閉会中（委員会開催中）の場合

閉会中の委員会開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。（P 16～17「フロー図4 閉会中（委員会開催中）」参照）

- ① 揺れを感じた場合、議員は、まず自身の安全を確保する。議会事務局職員は、傍聴者や来庁者の安全を確保する行動をとる。
- ② 揺れが収まってから、委員長は、揺れの大きさや委員会室内の状況により、以下の対応を行う。

ア 委員会室内が危険な場合（又は明確に安全と認められない場合）

(ア) 休憩を宣言し、場内にいる全員に直ちに避難を指示する。

(イ) 議会事務局職員に対し出席者及び傍聴者の避難誘導を指示する。

イ 委員会室内が安全な場合

(ア) 議事は継続とする（ただし、災害の規模に応じて適宜中断する）。

- ③ 議会事務局職員は、発生した災害に関する第一報（震度の速報等）の情報収集及び委員会室の被害確認を行い、委員長に報告する。
- ④ 委員長は、議会事務局からの③の報告を踏まえ、状況に応じて以下の対応をとる。

ア ②において委員会室から避難を完了している場合

(ア) 委員長は、委員会の再開又は散会の判断を行う。

・委員会室の使用可否、代替会場での再開の判断

・執行部において町対策本部を設置する場合は原則延会とする。

・災害の規模が特に大きい場合又は延会を協議することができない場合は、委員長の判断でその日の委員会を流会とする。

(イ) (ア) の判断の結果、散会とする場合は、委員会室の状況に応じて以下により委員へ諮って決定する。

・委員会室が使用できる場合は、委員会室へ戻って委員会を再開

・委員会室が使用できない場合は、代替会場で委員会を再開

イ ②において委員会室から避難せず留まっている場合

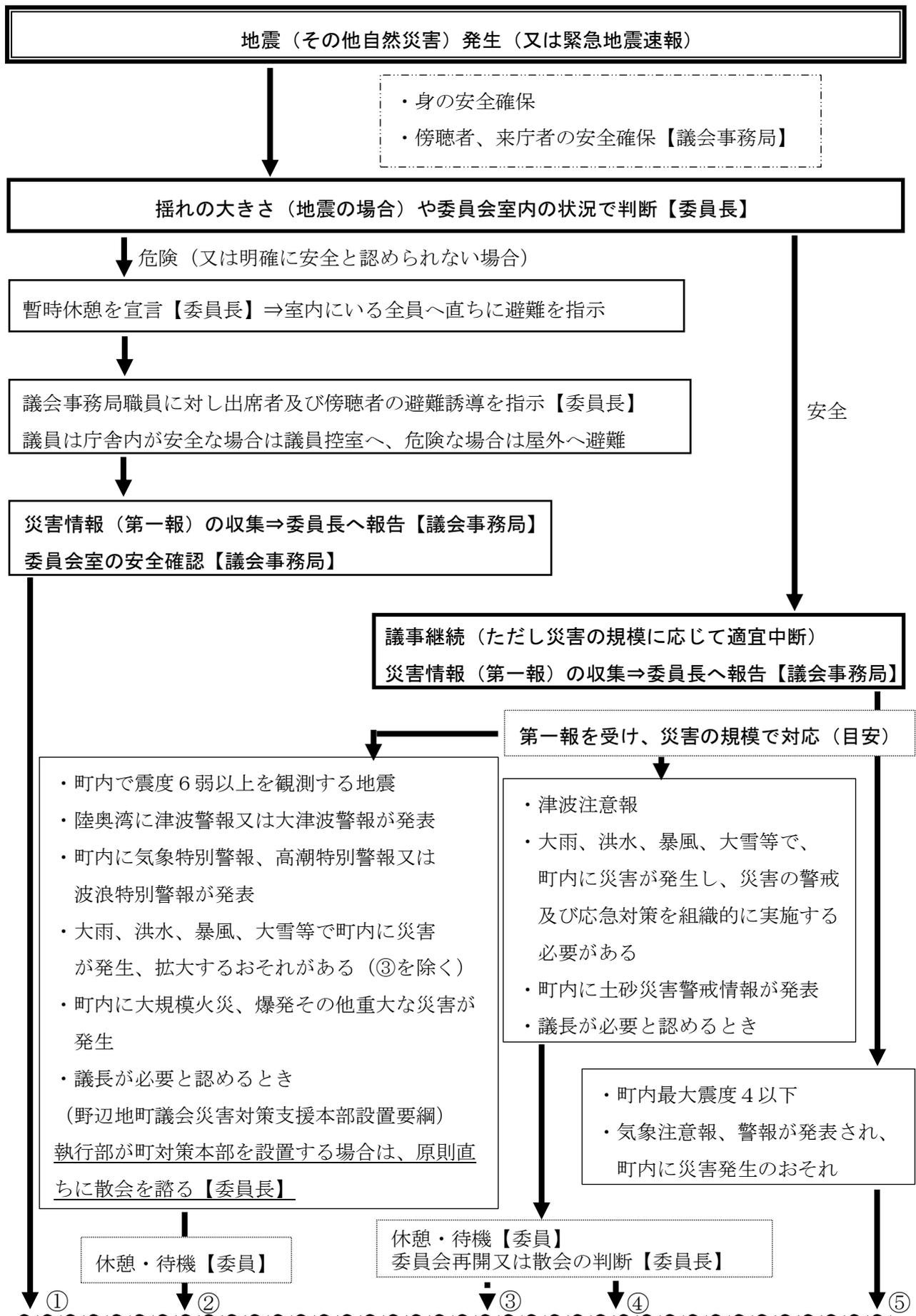
(ア) 災害の規模により以下のように対応する。

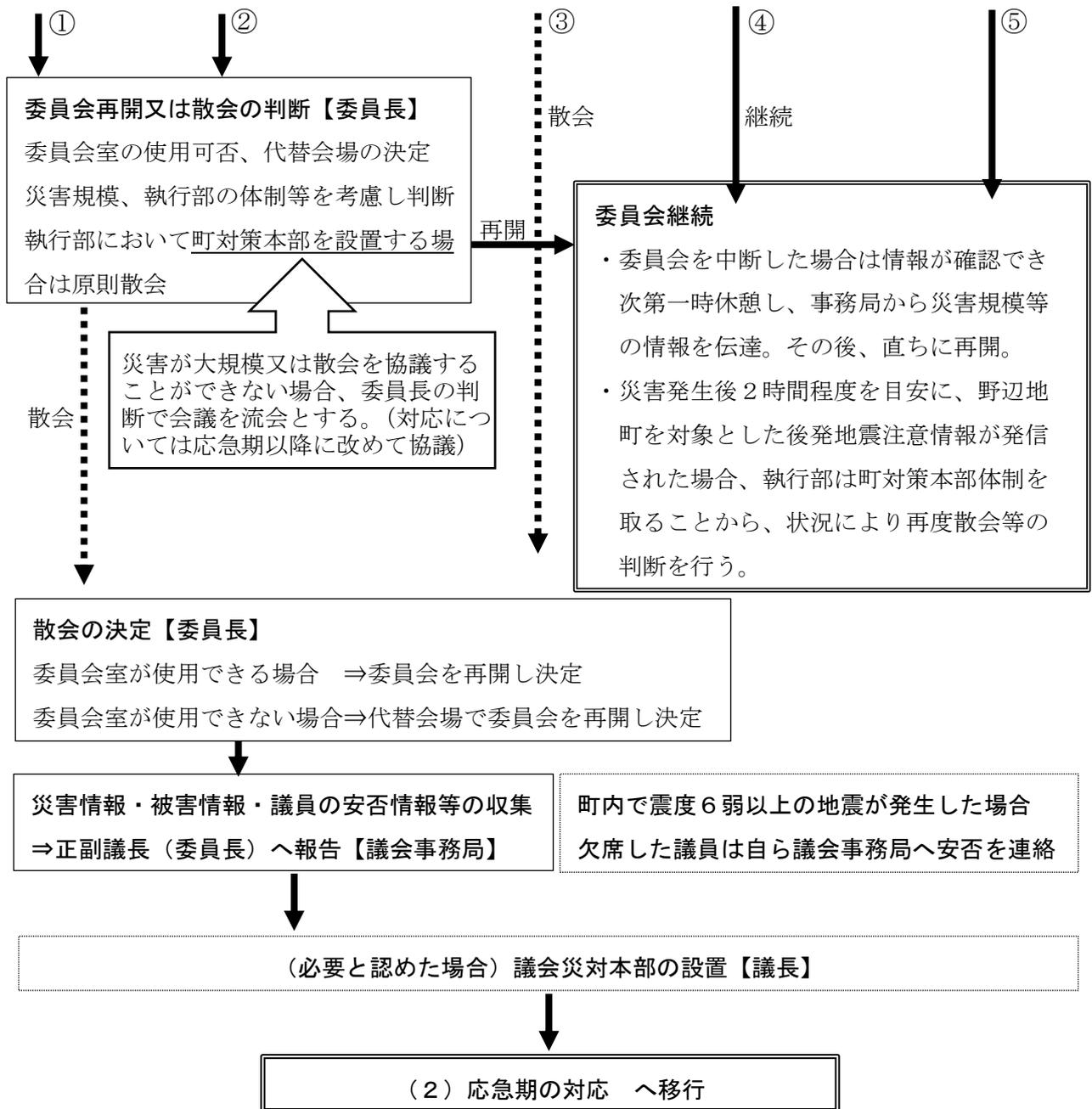
- ・ 議会災対本部設置基準相当の場合は、委員会を休憩し、アと同様に散会の判断を行う。(ただし、原則、執行部において町対策本部を設置する場合は休憩を宣言する前に直ちに散会を諮る。)
- ・ 津波注意報が発令された場合や、町内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要がある場合等は、委員会を休憩し、散会の必要性について判断する。(散会とする場合は、(イ)のとおり決定する)
- ・ 町内で震度4以下の場合は、基本的に委員会は継続する。(災害の規模に応じた対応に関しては、P19を参照)

(以下、散会とした後の対応)

- ⑤ 議会事務局は、引き続き災害情報や被害情報、登庁していない議員の安否情報等の収集を行い、正副議長（委員長）へ報告する。(議員は、町内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自ら議会事務局へ安否を連絡する。)
- ⑥ 議長及び副議長は、災害情報や被害情報を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は、必要な議員を招集し議会災対本部を設置するなどの対応を行う。(「(5) 初動期における議会災対本部の設置について」参照)
- ⑦ 議長（委員長）は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。
- ⑧ 議会事務局は、初動マニュアル等に定めている議会BCPの初動期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

フロー図4 閉会中（委員会開催中）





(5) 初動期における議会災対本部の設置について

- ① 議会会期中・閉会中を問わず、議長は、必要に応じて議会災対本部を設置する。議長に事故等がある場合は、野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、副議長が設置の判断を行う。
- ② 議長は、議会災対本部を設置した場合、町長へ通知する。
- ③ 議会災対本部では、要綱に定める所掌事務に従い活動を行うが、特に災害初期においては、執行部ができる限り災害対応に専念できるよう議員からの執行部への要望は、緊急の場合を除き、議会災対本部を窓口として提出する。

本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の対応（目安）

議会運営				執行部の対応				
災害発生時の議場（委員会室）の状況		災害規模		会議の進行等	災害規模	体制		
議長（委員長）判断	危険	休憩	(地震等の規模にかかわらず休憩)		気象情報等を収集（事務局）	執行部で町対策本部を設置⇒原則、延会 議会運営委員会で協議	①町内で震度6弱以上を観測する地震が発生 ②陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表 ③町内に気象特別警報、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表 ④大雨、洪水、暴風、大雪等で町内に災害が発生、拡大するおそれがある（③を除く） ⑤町内に大規模火災、爆発その他重大な災害が発生 ⑥町長が必要と認めるとき (野辺地町地域防災計画の基準)	町対策本部の設置
	安全	議事継続	気象情報等を収集（事務局）	①町内で震度6弱以上を観測する地震が発生 ②陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表 ③町内に気象特別警報、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表 ④大雨、洪水、暴風、大雪等で町内に災害が発生、拡大するおそれがある（③を除く） ⑤町内に大規模火災、爆発その他重大な災害が発生 ⑥議長が必要と認めるとき (議会災対本部設置要綱)		執行部で町対策本部を設置⇒原則、延会 (議長が直ちに理由を述べ延会を諮る。)	①津波注意報 ②大雨、洪水、暴風、大雪等で町内に災害が発生、拡大するおそれがある（③を除く） ③町内に土砂災害警戒情報が発表 ④議長が必要と認めるとき	災害警戒本部の設置 (防災管財課長以下の対応)
				①津波注意報 ②大雨、洪水、暴風、大雪等で、町内に災害が発生し、災害の警報及び応急対策を組織的に実施する必要 ③町内に土砂災害警戒情報が発表 ④議長が必要と認めるとき		議会運営委員会で協議 執行部で災害警戒本部を設置する場合、状況に応じて判断	①津波注意報 ②大雨、洪水、暴風、大雪等で、町内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要がある。 ③町内に土砂災害警戒情報が発表 ④防災管財課長が必要と認めるとき	情報連絡体制の強化 (防災管財課長以下の対応)
				①町内最大震度4以下 ②気象注意報、警報が発表され、町内に災害発生のおそれ		原則、会議を継続 会議を中断した場合は情報が確認でき次第一時休憩し、事務局から災害規模等の情報を伝達。その後、直ちに再開。	①町内最大震度4 ②気象注意報、警報が発表され、町内に災害発生のおそれ	①町内最大震度3以下

2 応急期の対応（初動期経過後～発災から3日）

（1）議会（又は議長）の対応

- ① 議長は被害情報を収集・整理し、議会災対本部へ提供を行う。
- ② 議長は議員に対し、収集・把握した災害情報の提供を行う。情報提供に当たっては議会災対本部等を活用する。
- ③ 議長は、状況確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、町対策本部の本部長等との連絡調整に当たる。
- ④ 議長は、会期中に災害が発生したことで本会議（委員会）が延会（又は流会）となっていて、会期について今後の方向性が決定されていない場合は、議会運営委員会を開催し、今後の方向性を決定する。ただし、災害等の被害状況等を考慮し、応急期における判断が困難と認められる場合は、災害対応を優先とし、復旧期に判断を行う。
- ⑤ 議長は①～④のほか、野辺地町議会災害対応指針（以下「対応指針」という。）を踏まえた適切な対応を行う。
- ⑥ 委員会を開催する場合、当該委員長は、大規模な災害の発生等により委員会を開催する場所に参集することが困難と認める場合は、オンラインを活用した開催も含め判断を行う。
- ⑦ 会期日程の変更や議会災対本部の開催等、災害への議会としての対応について町民へ周知を行う必要がある場合は、適宜ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等を行う。

（2）議員の対応

- ① 議員は自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組が円滑に行われるよう、できる限り協力する。
- ③ 議会災対本部が設置されている場合、構成する議員は、会議が開催されるときは役場庁舎に参集する。ただし、登庁に当たっては周囲の被害状況を勘案して判断する。

（3）議会事務局の対応

- ① 議会事務局は町対策本部と情報交換を行い、収集・把握した情報を整理し、速やかに正副議長へ報告する。また、速やかに議員へ情報提供を行う。
- ② 上記のほか、町職員としての災害対応業務に従事する。また、初動マニュアル等に定める議会BCPの応急期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

3 復旧期の対応（発災から4日以降）

（1）議会（又は議長）の対応

- ① （応急期から継続）議長は、被害情報を収集・整理し、町対策本部へ提供を行う。
- ② （応急期から継続）議長は議員に対し、収集・把握した災害情報の提供を行う。情報提供に当たっては議会災対本部等を活用する。
- ③ （応急期から継続）議長は、状況確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、町対策本部の本部長等との連絡調整に当たる。
- ④ 議長は、会期中に災害が発生したことによって本会議（委員会）が延会（又は流会）となっていて、会期について応急期においても今後の方向性が決定されていない場合は、議会運営委員会を開催し、今後の方向性を決定する。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、①～⑤のほか、対応指針を踏まえた適切な対応を行う。
- ⑦ 委員会を開催する場合、当該委員長は、大規模な災害の発生等により委員会を開催する場所に参集することが困難と認める場合は、オンラインを活用した開催も含め判断する。
- ⑧ 特に大規模な災害の場合は、議会における一連の取組（各種会議等の開催や要望活動の実施等）について、必要に応じてホームページ等にまとめた上で、町民へ情報を提供する。

（2）議員の対応

議員は、基本的に「応急期の対応」を継続することとし、引き続き地域の被害状況に応じた復旧・復興活動や地域における要望や情報の収集に尽力する。

（3）議会事務局の対応

基本的に「応急期の対応」を継続することとし、引き続き町対策本部との情報交換や災害対応業務を行う。また、初動マニュアル等に定めている議会BCPの復旧期に当たる期間における優先業務を状況に応じて適切に遂行する。

6 感染症に係る議会としての対応

本項の「感染症」とは、国により新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、当町において新型インフルエンザ等対策本部が設置される感染症を指す。

(1) 会議等の運営について

- ① 直近や当面の本会議・委員会等の開催の可否、運営、傍聴の取扱い等については、議会運営委員会を開催し対応を適宜協議する。また、本会議・委員会等の開催に当たっては、感染状況に応じて議員及び説明員の出席者数の調整やこまめな休憩・換気等の必要な感染対策を行う。
- ② 委員会の開催に当たり、委員長は、感染症のまん延を防止するため、又は感染状況によって委員が委員会を開催する場所に参集することが困難と認める場合は、オンラインを活用した開催も含め判断を行う。
- ③ 議長は、必要に応じて議会災対本部を設置し、町内の感染状況や国・県の動向等について執行部から報告を受け、議員へ情報提供を行う。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の例のように、新型感染症の流行が発生した場合は、治療薬やワクチンが流通し感染が収束するまでの間、感染拡大と一時的な感染抑制を度々繰り返すことが想定されることから、その時々状況に応じて会議等の運営も柔軟に対応していく。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、自身（その家族を含む）の健康状態を継続的に把握する。
- ② 外出に当たっては、国・県・町の要請等を尊重して行動し、3密（密閉、密集、密接）を避ける。
- ③ 議員は、自身又は同居する家族等の感染等が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動する。

(3) 議会事務局の対応

- ① 議員及び議会事務局職員の健康状態を必要に応じて聞き取り等により確認する。
- ② 議員及び議会事務局職員に感染者が出た場合、必要に応じて行動歴を確認し、速やかに必要な消毒を行う。
- ③ 執行部からの感染情報等を収集し、必要に応じて全議員に伝達する。
- ④ 新型感染症が県内で発生したときは、感染症対策に必要な物品の調達に努める。

7 国民保護に係る緊急事態への議会としての対応

1 青森県に弾道ミサイルの発射等によるJアラートが発令された場合の対応

時間帯や状況を問わず、まずは以下のとおり行動し、各自の身の安全を確保することを優先する。

- ・(屋外にいる場合) できる限り頑丈な建物や地下に避難する
- ・(建物がない場合) 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
- ・(屋内にいる場合) 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

(1) 本会議・委員会開催中の場合

- ① 議長(委員長)はJアラートの発令を覚知した場合、直ちに本会議(委員会)を休憩し、出席者及び傍聴者に対して、姿勢を低くし、窓のある部屋にいる場合はできる限り窓から離れる等、身の安全を確保するよう指示する。
- ② 議会事務局は安全を確認後、情報収集を行い、議長(委員長)へ報告する。
- ③ 議長(委員長)は②の報告を踏まえた上で会議(委員会)の継続については判断する。なお、ミサイルが県内に落下した場合は、執行部は落下場所に応じて危機警戒本部又は危機対策本部を設置することから、議長(委員長)は会議(委員会)の継続について、自然災害時(議会BCP「5 災害発生時の議会における具体的対応 1 初動期の対応」)に準じて判断を行う。

ミサイルの落下場所	執行部の体制	会議(委員会)継続の判断
県内他市町村の場合	危機警戒本部を設置 (警戒配備体制)	会議(委員会)を休憩し、状況に応じて延会(散会)、継続の判断を行う。
町内の場合	危機対策本部を設置 (非常配備体制)	原則として、その場で直ちに延会(散会)とする。

(2) (1) 以外の場合

- ① 議会事務局は、J-アラートが発令され、庁舎内に来庁者等がいる場合は、速やかに避難行動を促す。特に、J-アラートの発令を覚知できないと思われる人（子ども・年配者・スマートフォンを未所持の人等）がいる場合は必ず声かけを行う。
- ② 議会事務局は安全を確認後、情報収集を行い、議長及び副議長へ報告する。
- ③ 議長及び副議長は、②の報告を踏まえた上で今後の対応を決定する。

2 野辺地町国民保護対策本部、野辺地町緊急対処事態対策本部が設置された場合の対応

(1) 議会（又は議長）及び議会事務局の対応

- ① 議会事務局は、野辺地町国民保護対策本部及び野辺地町緊急対処事態対策本部（以下「町国民保護対策本部」という。）からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は、必要な議員を招集し議会災対本部を設置する等の対応を行う。
- ③ 議長は議員に対し、①等により収集・把握した災害情報の提供を行う。なお、情報提供に当たっては議会災対本部等を活用する。
- ④ 議長は状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、町国民保護対策本部の本部長等との連絡調整に当たる。

(2) 議員の対応

- ① 議員は自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議会災対本部が設置されている場合、構成議員は、会議が開催される場合に庁舎に参集する。ただし、登庁に当たっては周囲の状況を勘案して判断する。

8 平時における議会としての備え

1 連絡体制の確立

- ① 議員は、対応指針に基づき、町内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各議員へ配布している「野辺地町議会災害時連絡先確認カード」を参照の上議会事務局へ安否を連絡する。
なお、当該カードは平時から常に携帯しておくこと。

(参考：野辺地町議会災害時連絡先確認カード)

野辺地町議会災害時連絡先確認カード

町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、自身の安全を確保した上で議会事務局へ安否の連絡をしてください。

■固定電話 0175-64-2111

- ② 議員は、①の場合に限らず、災害等が発生したときは常に議会事務局と連絡を取ることができるよう平時から準備をしておく。
また、災害時に議会事務局との連絡に使用する携帯電話番号及びメールアドレスに変更があった場合は、速やかに議会事務局へ届けること。
- ③ 議会事務局は、災害等が発生した場合は速やかに議長及び副議長と連絡を取る。

2 議会事務局・執行部からの災害関連資料の提供方法

執行部の災害に係る被害状況報告や、災害関連会議の資料等については、収集して閲覧可能な状態にする。

ただし、緊急を要する場合やインターネット環境が使用できない等の状況にある場合は、議長の判断により、FAX送信等別の手法も含め個別に対応する。

3 議会としての広報

災害等発生時における議会としての対応について、町民に対し周知が必要な場合に迅速かつ適切に議会の広報媒体等で情報提供ができるよう、平時から災害等発生時における掲載内容・手順の整理等をあらかじめ行い、災害等に備えた体制を構築する。

4 訓練等の実施

災害等発生時に迅速かつ適切に対応することができるよう、平時から議員及び議会事務局職員は議会BCPについて理解を深めるとともに、毎年度災害対応に係る議会内の訓練を実施する。

- ・議会災对本部の招集を想定した議長・副議長への登庁要請訓練
- ・大規模災害発生を想定した全議員への安否連絡訓練

5 議会BCPの見直し

議会BCPの内容は、執行部の各種計画等（野辺地町地域防災計画、町BCP等）との整合を常に図ることとする。また、それらに加え、災害対策や感染症、国民保護に係る法令等の改正など、状況の変化に応じて内容を改訂する必要性が生じた場合は、必要に応じて内容の見直しを行う。

9 関連指針・要綱

野辺地町議会災害対応指針

野辺地町議会災害対応指針

(令和8年3月6日議長決裁)

1 対応の基本方針

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、野辺地町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として町民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、執行部ができる限り災害対応に専念できるよう議員から執行部への要望は、緊急の場合を除き、野辺地町議会災害対策支援本部（以下「議会災対本部」という。）に窓口を設置して提出する。

2 災害発生時の対応

<初動期>（災害発生時から24時間経過）

(1) 会議中の対応

- ① 議長は、本会議中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、町内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に被害及び町の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、議会災対本部を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- ④ 議長は、議会災対本部を設置した場合、町長へ通知する。

<初動期経過後>

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組が円滑に行われるようできる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、町対策本部へ提供を行う。
- ② 議会事務局は、町対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、町長等との連絡調整に当たる。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱

野辺地町議会災害対策支援本部設置要綱

(令和8年3月6日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野辺地町議会災害対策支援本部（以下「議会災对本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災対支援本部を設置することができる。

- (1) 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) 町内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
- (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、町内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき（(3)の場合を除く）
- (5) 町内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (6) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災対支援本部を設置した場合、町長へ通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 議会災对本部は議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長をもって組織する。

2 議長は、議会災对本部を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 議会災对本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災情報を収集・整理し、野辺地町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）へ提供を行うこと

(2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと

- (3) 執行部からの依頼事項についての対応に関すること
- (4) 町対策本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、議会災対本部の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月6日から実施する。